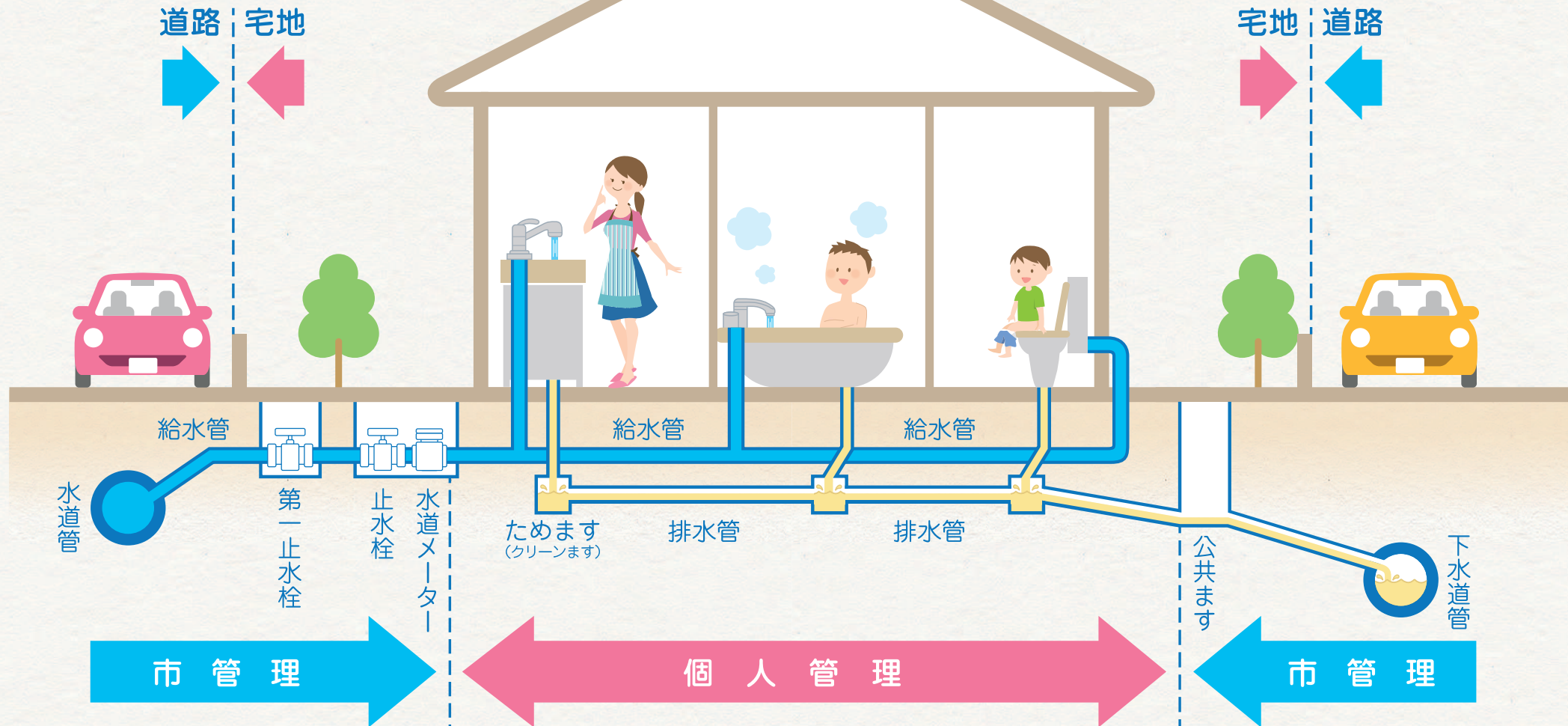


# 水道・下水道の管理区分

給水装置・排水設備には市が管理するところと個人で管理していただくところがあり、下図のように分かれています。



## 水道メーターボックスの一例

このボックスは、一般家庭に設置されている標準的なものです。この中に水道メーターが設置されています。



個人管理部分であっても、市が指定した業者しか行えは、市指定の業者に依頼し

※この図は、一般的な管理区分を設備の所有区分を示したもの

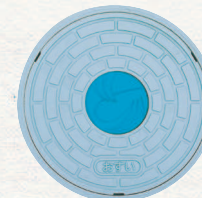
給水装置・排水設備の工事は、ありません。修繕等が必要な場合、

示したものであり、給水装置・排水設備ではありません。

## 公共ますの一例

主に敷地の最も外側に設置してある「ます」を公共ますといいます。

※大きいサイズのますが使われているところもあります。



直径約20cm位